

＜天皇帝国＞形成の前提

——原罪としての日本近代史・序論——

松 沢 哲 成

はじめに——我々の視座

最近、近代日本の歴史の捉え方を巡り、主として右傾側から論争が提起されつつある。「歴史見直し論」とか「歴史修正主義」などと称されるもので、例えば、いわゆる従軍慰安婦について小・中学校などの教科書に載せるのは子供の教育上ためにならないとか、南京事件は何十万人も殺していない(から虐殺ではない)、云々といった議論でもって、おもに教育の場面から「日本とその民族にとって恥すべき史実」を追放しようという目論見がなされている。ドイツにおけるネオ・ナチとも連動するこれらの人びとの言動は、非常にイデオロギッシュで策略的、一言でいえばきわめて政治的なものである。単なる歴史や歴史教科書批判に止まるものではなくて、もっと広汎に社会体制の右傾化を狙っているのではないかと推測される。例えば、先鞭をつけた藤岡や西岡らの「新しい歴史教科書を作る会」の後ろには、“政界の元老”として保守陣営に今なお隠然たる勢力を振るっている中曾根康弘の陰の動きのすることが伝えられている(『朝日新聞』1997年8月14日付)。一部保守政治家などの間には、右翼や軍人等々をより積極的に「発掘・評価」し、例えば「誇るに足る明確な国家像を求めるナショナリズム」を構築したい(『朝日新聞』1997年7月28日付)といった方向を目指すような動きもあるという。谷沢、西部、櫻井等々極め付きの右翼言論人や悪名高い週刊誌は言うに及ばず『中央公論』『文藝春秋』などを始めとした恥知らずの月刊誌も、ここに来て水を得た魚のように活発に蠢いている。

各方面におけるこういった政治的な右傾化策動については、それらに拮抗する政治的な活動が、もちろん必須である。明日を生きるために具体的に行動することが、今求められている。しかし、ここではそういった言辞は取り敢えず措こう。騒ぎ立てる=られる、ことも目的のひとつに数えている彼らに対し直接的に対応するのはここではやめて、我々の根本的な考え方だけを提示しておきたい。

ひとつは、直接受けた日本史に関わることであり、もうひとつは歴史一般の領域に属している。

前者の分野でどうしても指摘しておかなくてはならないことは、日本はその過去の歴史上、国内外において恥すべきこと、痛ましいこと等々を実際に他に対し、自国の多数の

<天皇帝国>形成の前提

被治者に対し、行ってきたという、けっして消すことのできない厳然たる事実である。

私は、近代日本の歴史が汚辱に満ちた恥すべき幾多の史実で現実におおわれている以上、そういう歴史の真実から目をそむけるのではなくて、事実を事実として受け止めるのが正しいと考える。目を覆い口を閉ざしさえすれば恥すべき事実が無くなるかのように考える輩の、今なお存在すること自身が恥ずかしいことだ。眞実はもっとも掘り下げられ深められ、より広く知られていかなければならない。我々とその祖は、実に無茶な真に恥すべき蛮行を重ねてきた、という痛烈な歴史認識に立つことこそ、そういう恥すべき史実を無効とし再び決して繰り返さないための第一歩である。

本論では、近代日本史を全体として誤った否定的なものとして捉えている。言い換れば、それは、内外のさまざまの人びとに対し償わなければならぬ多くの<原罪>を負っている、という考え方を基本的な視点とする。おそらくその<原罪としての近代日本史>は、それ以前に長い前史を持っていたのであろう。

そもそも、歴史とはいって何なのか？ 人が感じ考え行動したことの堆積したものが現実の歴史そのものであり、それを何らか書きとめあるいは記録にとどめたものが歴史叙述（あるいは略して単に<歴史>とも言う）であるとするならば、我らの祖先たち自身が、また権力を担い人々を支配してきた一部少数者自身が、内外の多数者や異民族・少数民族を苦しめ悩まし圧迫・抑圧し、排撃し、不当な利益を貪ってきたのである。そういういた痛ましい、しかし眞実の史実を何人も否定できまい。

大急ぎで日本の歴史を繙いてみよう。

古代から中世の東アジアにおいては、もとより中国、朝鮮がいち早く巨大な国家として同地域に君臨していた。日本列島から離れた西南方の地域（主として島々）では間もなく琉球王国が形成されたが、同地は早くから中・朝－日本－「南方」の間の仲介貿易の拠点として栄えたことで知られている。現在の呼び方でいう、東北地方から北海道・サハリン・カムチャツカ・沿海洲の辺りでは、アイヌ民族が非私有財産制の共同体社会（コタンと同連合体）を形づくり、日本海（東海）から中央アジアまで広く交易を行っていた。

こうしたなか日本では天皇勢力（シャモ、ヤマト）が、並び立つ豪族とともに、畿内という狭い地域を支配する、ひとつの地方小政権を形づくっていた。がこの勢力は、当時彼らの支配の外にあった人々を「夷狄」「雜類」（例えは屋久・種子各島、出雲、薩摩隼人、常磐土蜘蛛など）と呼び、文化的に自分たちより劣るときめつけ、これらの武力征服に向かった。西南と周辺の征服ののち、やがて東北、北海道にもその手を伸ばした。アイヌ民族とは永年に及ぶ激しい軍事抗争を繰り返し、莫大な経費と人員を費やしあらゆる策略を弄して、これを屈伏させ、その支配体制のうちに取り込んだ。

そして1609年と1879年を契機に、ヤマトは琉球を武力で自らのものとし、政治・経済・

文化すべての面で支配した。他方、がんらいアイヌ民族の土地であった北海道を、領土の面から全面的に支配したのは、明治政府の成立以降のことである。また同政府の台湾出兵や朝鮮に対する開国強制は、その後の侵略への布石に他ならなかった。

このように、各地域の先住民として独自の文化形成をし、アイヌの場合に典型的なよう獨特の民族=世界を創造していた人々を武力征服し、その文化と人々を完全に抹殺するか、ひどく従属的な位置におとしめつつ自分たちの体制に取り込んで、重労働させては不當に高い利益を貪る、そういうやり方が継続的に行われてきたのであった。こうした、天皇と畿内勢力を頂点とする体制の、成誕以来のそういう特性を根拠として、征服－差別－搾取の<天皇帝国>と名付ける。

少数者による多数者の支配・抑圧・搾取、あるいは少数者の一方的な利益享受、または他者と異類に対する猛烈な排撃——そういうものは、残念ながら有史以来の人類が幾度となく繰り返してきたことであり、否応なく我らすべてが担っている負の遺産なのであろう。歴史とは抑圧と支配、敗北と屈辱で真っ赤に、あるいは真っ黒に覆われているのだ。原罪としての歴史、と呼ばれるのも宜なるかなと言わなくてはならない。

我々の視点は、従って、敗北と屈辱の歴史、支配と抑圧と搾取の前史を終わらせるために、それらいっさいのマイナスを残らず史実の舞台に上らせ、隈なく書き記すこと。そういう行為を通じて、それらマイナス総体を全体的プラスに転化する回路を探り当てること、でなければならない。

ここで、もう少し具体的に近代日本史の大まかなイメージをあらかじめ提示しておこう。我々の視点は、フロム・ダウン・アンダー、正確には viewed from down under というもので、一言でいえば足元から、すなわち底辺からの照射でなければならない。下積みにされ、犠牲を強いられている内外の人びとの地点と地平にしっかりと立ち、そこから視線を上方向に遡らせ、同時に視野を広く大きくとることによって、そしてまた時系列を過去－現在－未来に自在にたどりつつ、外界の総体的な像を作っていくことである。言い換れば、日本と世界つまり外界総体のあらゆる側面、ハードな現実からソフトなその運用、あるいは客観世界の投影としてのイメージ、そして時には觀念そのものまでのいっさいが、われわれの興味と関心の対象ということになる。

基本となる概念は、抽象化すれば<被抑圧>ということになるだろうが、他方、飽くまでも具体的に<抑圧されている人びと>に我々の立脚点を置く必要がある。

対外的な抑圧は、排外主義と侵略の事実において顕著となるから、我々の視点は反・排外－侵略とも言い換えることが出来る。抑圧とは、他者に対する圧迫と支配をも意味するから、我々の目指すものはいっさいの支配と圧迫の廃絶、と言うことも出来る。

こういった視点から日本近代史を眺めるならば、そこにあるのは国内諸階級－階層の人

<天皇帝国>形成の前提

びとが経済的に追い詰められて困窮にあえぎ、さらにはどのような人間性も権利も認められず抑圧されつくしている惨憺たる実情である。また支配権力は、そのような国内で抑圧の限りを尽されていた人々の怨念を、他者、しばしば他民族に対する敵意－排斥へと方向転換させ、排外主義と侵略行為を生み出すエネルギーへと canalize 誤導していった。そういった支配権力の頂点には天皇制があったのであり、以上のような意味において近代日本史は一の巨大な天皇帝国の歴史に他ならなかったのである。

第一章 絶対主義的な認識・構想・提案

政治的には一種の連邦制と見なすことができる幕藩体制は、天皇制を正当性の根拠としながらも、直接的には一族(徳川と各大名)とそれに結びついた武士階層つまり家臣団が、ディファクトに支配と統治を行っていた。後になると、これに豪農とか豪商と呼ばれる部分が連なり、武士層とともに支配階級を構成した。だが、数量的に圧倒的多数を占める大多数の人びとは、農民や町人として、あるいはさまざまな呼び方をされる底辺下層として、その支配を受ける側として日々抑圧と搾取にさらされていた。詳しく言えばさらに細分化されるが⁽¹⁾大きく言うと、武士層とそれに連なる部分はひとつのグループで独自の規範と文化をもっていたのに対し、その他は価値観や文化がこれとは異なる多分に自足的なグループを形成していた。基本的には、この二つの階級から成り立っていた社会⁽²⁾、と言って良いであろう。

その社会では、<祖法の遵守>、すなわちそれまでずっと行われてきたやり方をそっくりそのまま繰り返すこと、が原理とされていた。言い換えれば、変わらないこと、固定的であることという意味での伝統主義が原則であったので、<新規>すなわち一般と違っていること・もの・ひとに対する反感や排斥は強く、甚だしく排他的・排外的であった。

だがこうした社会と政治体制も、18世紀半ばを過ぎるとようやく籠が緩みはじめ、変化への胎動が見られるようになる。

思想傾向をまとめれば、幕藩体制を批判しつつ、中央集権的で国内の対立・分裂を乗り越え押しつぶした国家社会を構想するもので、明治のそれへと連なるような経済的・軍事的富強論、そして領土拡張－对外侵略論が輩出した。そういった中で初期のいわゆる蘭学系経世論を取り上げるとすれば、特徴の明確な思想として次の三者がとくに注目される。

工藤平助(1734～1800)の場合

この人物のモチーフとなったのは、いわゆる北方の危機であった。幕府に対する献策として書かれた著名な『赤蝦夷風説考』(1783年)は、「松前人の語るところによれば、蝦夷のむこうの、東北の方向に国がある。その名を『赤狄(アカエゾ)』という。蝦夷の東北の果

ての海上に、千島と呼ばれる大小の島々がある。赤狄の住民がこの島つづきに渡来して、蝦夷人とおりおり交易することが、昔から行なわれている。かれらがもたらす産物は、から鮭・鯨油の類、そのほか蝦夷特有の品々で、これに対してわが方からは塩・米・反物・鉄製品・刃物・庖丁を渡して、口蝦夷(北海道アイヌ)との交易が行なわれていることは、古くから知られていることである。かれらのことを『赤蝦夷』とも『あか人』とも、また『人蝦^{マカ}』ともいい、これらを総括して『奥蝦夷』ともよんでいるということである」と始められている⁽³⁾。

蝦夷島の海上、東北方向数百キロのところにある千島〔列島〕や、その「果て」「奥」にあるのが「赤蝦夷」で、本名は「カムサスカ」〔カムチャッカ半島〕だという。その昔赤蝦夷は「平凡な島えびすで、無知蒙昧な連中」であったのだが、今では「オランダの東隣」にある「ヲロシャ」=「リュス」という「大国」に「切りしたがえ」られてその「一部となつて」しまったから、赤蝦夷は自分たちとは異なる他国(人)、つまり他者であると認定しているわけである。近代史でいう領土・領民にも通ずる、地理的・人的な自己領域の確定であって、それが他者の認識を通して獲得されているのが分かる。

しかも、その他者は攻撃的である。「現状のままに蝦夷地を捨てておいて、万一『カムサスカ』の原住民が蝦夷地に移り住むようになれば、蝦夷人も『ヲロシャ』の命令に服従するようになるから、もはや我が国の支配を受けることはあるまい。そうなつてからでは、後悔してもどうにもなるものではない。世間のさまざまな噂を調べてみたところ、東北の蝦夷の方は、しだいに『ヲロシャ』に服従していくようだ」⁽⁴⁾と。ロシアという「大国」と対峙する形で「わが国」という認識が生まれ、アイヌ民族やカムチャッカの土着民などの自律・自立性は否定され、どちらかの国に包摶されるべき存在としてのみ捉えられている。「大国」も「わが国」も、少数民族などのマイノリティをその支配下に収めている、あるいは収めるべきことが明確に認識されている。

では、具体的にどのような施策を行うべきだと工藤平助は提案したのか。「日本の富力を増す」ために、まず第一に、蝦夷地の産物について充分の調査を行いそこに鉱産物が豊富に存在すると分かったならば、同地を大規模に開発して金・銀・銅などを増産すること（植民による農業開発も主張していたともいうが不詳）。また、ロシアー赤蝦夷は今のところ交易を欲しているだけのようだから、彼の地の人情・風俗を知るために、あわせて密貿易を防ぐために、事前に開港地の調査をした上で官許の対ロシア交易を行うこと。さらに、蝦夷地と蝦夷人の実情を詳しく調査した上でこれを直轄とし、奉行を派遣してその支配と搾取をより強化すべきこと、というものであった。

前野良沢、大槻玄沢、桂川甫周などの蘭学者と親しかった工藤は、彼らや蘭書の翻訳などの援けを得て、噂や各種の説に検討を加え、合理的に推定し、信頼できるものと疑わし

<天皇帝国>形成の前提

いものとを選び分け、最終的に現地調査でその裏付けをとる、というやり方をした。近代的方法論——その毒をも含め——と言ってよいものだ。そして、そうした方法論に基づくその構想は、要するに、蝦夷地開発・対露交易など明治国家風の国富論＝植民地侵略論に通じるところのあるもので、その意味でも先駆的近代思想であった。骨格を要約すれば、大国ロシアの東方侵略・進出に対抗するため、貿易と産業の発達をはかって国家を富ませるとともに、蝦夷地＝北海道を幕府直轄地として国内異民族など被支配階級に対する支配を強化すべき、としたものである。

彼の言う「統一日本」は、経済的、社会的、軍事的に互いに対抗・対峙する国際社会の中に位置づけられており、国内には異分子が含まれていた。具体的に言えば、従来は、蝦夷地と蝦夷人つまりアイヌ民族とその大地は“日本の辺境”として半独立的存在のまま松前藩などによっていわば外側から統治されたにすぎなかったが、今後は中央権力によって表面上は皆平等に一元統制され、実質的には差別抑圧の上下尊卑体系を成す重層構造の中に取り込まれるべき、という意味である。そのような重層構造こそ、取りも直さず近代における国民国家に他ならないことは、改めて述べるまでもないであろう。

工藤が力点をおいていたのはとくに経済的な国力づくりであり、異民族などをその国内体制の土台・底辺に組みこんだ上で国自体を富ませようと発想した点、貿易利潤を鉱山開発などに投資し、逆にまた開発によって得た鉱石などで貿易を活発に行うという産業連関論をとっていた点は、経済ナショナリズムであり、近代資本主義的発想と類似していると見なすことができる。一言でいえば、工藤平助の認識と構想は、経済に傾斜した近代ナショナリズム＝国民国家論の主張であり、近代の毒をも併有していたという意味をも含め我々のいう近代<天皇帝国>論の先駆形態と捉えることができよう。

親しい用人を介して老中田沼意次と連絡を保っていた工藤平助だったからでもあろうが、上記趣旨の意見は採用され、まず1785年以来数度にわたり蝦夷地全域に調査隊が派遣された。1776年には、工藤の門人の最上徳内が千島を探検した。1799年蝦夷地は直轄地とされ、1802年蝦夷奉行が設置された。こうした開発＝富強論は、その後、紆余曲折・盛衰はあったものの、否応なく時代の流れとなっていき、のち明治国家＝資本主義体制となつて大々的に展開されていくことになる。こうした経済的富強国家論の工藤平助に対し、次の林子平の場合は軍事に傾斜した近代ナショナリズムの一種を主張し、近代の軍事的富強(国家)論に大きく傾いていった所に特徴がある。

林 子平(1738～1793)の場合

工藤や桂川とも親しかった林子平の思想は、仙台藩にあてた三篇の上書、「富国策」、『海国兵談』、『三国通覧図説』にほぼ尽くされており、年齢・時代によても本質的变化は無

かったと言われる⁽⁵⁾。

その林の考え方の根本をなしたのは、日本の地理的、そして軍事－国防上の特質を「海国」とする認識であった。「海国とハ何の謂ぞ、曰、地続の隣国無して四方皆海に沿ル國を謂也」と。従って、「外寇」が来やすい反面、逆に来にくい側面もあるとされる。「其來り易シといふハ、軍艦(イクサフネ)に乗じて順風を得レは 日本道二三百里の遠海も一二日に走リ来ル也。……亦來難シといふいわれは四方皆大海の險ある故、妄リに來リ得さるなり」。そういった日本の特殊事情を踏まえて林は具体的な対応策を提示する、「日本の武備ハ外寇を防ク術を知ルこと、指當ての急務なるべし。さて外寇を防クの術ハ水戦にあり、水戦の要は大銃(オホツツ)にあり。此二ツを能調度する事 日本武備の正味にして、唐山韃靼(カラ、ダッタン)等の山国ト、軍政の殊なる所なり」と。

そのような大艦や巨砲、その他の武具類などの技術的水準は、當時要求されていた西洋との対抗ということを考慮に入れれば、塙谷晃弘も指摘しているように、それほど高いものではなかったかもしれない。だが、まず注目されるのは、こういった「海国」「海防」論が、のち実際的倒幕運動の指導的理論家になった佐久間象山、横井小楠、さらに坂本龍馬らの海軍建設論へと引き継がれた点である。中国などから仕入れた知識をそのまま「生(なま)で日本に施す」ようではいけない、時代の変化に応じて日本独自の工夫をなすべきという独自性論－主体的思考、そしてそれに基づいた海国・海防という先覚的認識⁽⁶⁾と具体的対応策等々、さまざまな面で林子平は明らかに後世に大きな思想的影響を及ぼしたことが分かるであろう。

だがそれらにもまして重要なのは、彼が「諸外国」をすべて等し並みに捉えるのではなくて、朝鮮、琉球、蝦夷など友好関係を結ぶべき「隣国」と、「外寇」として注意されなければならない唐山＝清やカムチャッカ＝ロシア以下のヨーロッパ諸国などとに、明確に分別している点である。ここでも、塙谷も言うように戦術戦略そのものはそれほどの水準ではなかったにせよ、その元となった国際・外交認識は、鋭いものがあったと言えよう。

Balance of Power 列強対峙という捉え方自体、これまた後代の先駆をなしたものであったと考えられる。おそらくそれは、彼のヨーロッパ情勢認識、「妙法有て能治メて和親するゆへ、同国攻討事なく、只相互に他州を侵掠して、己レが有トする事を世々の勉トして決して同国中にて、同士軍をせざる也」⁽⁷⁾という状況判断と結びついていたであろう。一国内がナショナリズムで統合され、他国とのみ干戈を交えるという構図である。今、子平のこういった認識の源を詳らかにしないが、(時期が少し先行している)フランス革命からナポレオンに至る18世紀末から19世紀初めのヨーロッパにもっとも顕著に現れた遙かな史実と、驚くほど符合している。

決定的であったのは、海防という軍事行動が圧倒的多数の人々の強固な意志によって支

<天皇帝国>形成の前提

えられなくてはならないという考えが、林子平には強烈に存したことである。子平は、蝦夷地や江戸湾など日本列島沿岸の各重要地点に要塞と大砲を備え、海辺において艦隊で戦え、と主張しているが、彼はそれを（あたかも）挙国一致で実行すべきと論じている。例えば、夜討ちや奇襲などの戦術・技術について述べた後「右の数条は、我が小船を以て異国の大々船を挫く方術也。上下一致して能教諭鍛煉あらば、遠く歐羅巴え押渡ルとも、後レをば取まじき也。況や遠く此国に来レル異船をや」とする。また、ひとたび陸戦になつたときは、城を中心にして武士がこれを守り、その周囲の守り場ごとに、農民・職人・町民・坊主・山伏などがそれぞれグループを作つて守備につく。武器は古来からの弩弓、石弾[き]、クルリなどを使う。守り場の先には、広く大きな堀を巡らして、その外に人はいっさい出ないし、住まわない、要するに「家中も百姓も一固(カタマリ)に成て武を張」るべき、と強く主張したのであった⁽⁸⁾。

ここには、倫理的な善悪とは切り離された、一個の価値領域をもつ軍事力という考え方、そして強い集団的意志がありそれが「鍛煉」されていれば強い戦闘力を発揮する、という近代戦略思想を形作る要素=考え方が、明確に含まれていた。軍事思想として見た場合、林子平のそれは先駆的に近代色に色濃く彩られていたのであった。(もちろん戦闘を支える物理力=工業・産業力が不可欠であるのだが、子平には当時すでに陳腐であった国産奨励と藩専売制の主張しか見られず、この面での新味はとくに見られないという“限界”があった。)

このような林の主張は、身分制という分断や藩という割拠を原則とする「国法」=社会体制にいつまでも縛られているようでは、「外寇」に対して有効な海防をなし得ない、という考え方へと発展していった。荻生徂徠などに学んだ武士土着論、農兵論などとともに、「士に大禄を与ルは益なき事の第一」「総て世禄は人を不才に致す本」という考えに基づいて武士の俸禄削減－平均化(全員30石にするというもの)を主張したのである⁽⁹⁾。これはすでに幕藩体制自体に対する批判に他ならない。そこには、統一的な中央集権体制、ナショナルな一体感によって結ばれた軍事強国、という構想の萌芽が相当明確な姿をとっていたことが看取される。

最後に、林子平は明らかに近代の毒の洗礼をも受けてもいた。必然的に膨張し他を侵略するナショナリズムの本性、そして植民地主義は、彼の思想の論理的帰結でありその一構成要素であった。林はオランダについて「万里の外国に通商して、諸邦の宝貨を己レが国に取りレ……悉く武を逞クし……其上遠く万余里を隔てたる呱哇国(ジャワ)を切り従えてこれが有と為し」たとして、ほとんど手放しで絶賛している。我々は、ここにもまぎれもなく近代<天皇帝国>論の先駆を見てとることができる。

本多利明(1743～1820)の場合

司馬江漢や山村才助などとも親しかった本多利明は、国内経済窮乏と西洋諸国(船)到来の危機という時代の課題に対し、新田開発・鉱山業の発達などを基礎として人口の急増に負けず一国内を充実・富強化するとともに、必然的に対外的に発展して渡海交易を行い、蝦夷島を初めとした周辺諸島への植民と開発を強行し、最終的にはカムチャッカに首都を置く北洋島嶼帝国を建設すべきと唱えている。

羽仁五郎によれば本利明は「進歩的政策家」で「本多の教説は…封建社会の破れ衣に覆われた資本主義の姿」⁽¹⁰⁾であり、塙谷晃弘によればその主張の大筋は要するに「典型的な初期重商主義の思想」である(その裏づけは欠くとしているものの)。我々は、そういった諸説を前提としつつ、本多利明は、工藤や林らの後を受けて、今や多少とも体系的、全般的な幕藩体制批判思想であり、しかも一種の(徳川)絶対主義体制の構築を唱道したもの、と捉えたい。そこにはまた、近代の孕む猛毒としての植民地侵略主義と排外主義が、その思想の根幹部に強く刻み込まれていた。

まず第一に、本多利明は、羽仁が強調するように、江戸幕藩体制・社会の経済的発展をある必然的な「勢い」として認識し肯定していた。「日本ノ曠野空山迄モ土地ノ限りハ田畠トナリテ居村出来、其勢ヒ盛シニ行レ、終ニ島々マテモ漸々ト独開シテ金銀銅山モ独開シ、百穀百菓モ追年増殖……。此ノ如く成行く人民ノ増殖スル勢ヒヲ折ヌヤウニ治ル」⁽¹¹⁾べき、と說いた。

その認識に基づく具体的提案が『経世秘策』の「四大急務」であり、まずもって「第一焰硝、第二諸金」であった。すなわち、爆薬を使って河道を開き水を引いて新田を起こすとともに、鉱山を掘って金銀銅鉄鉛などをとるべき、とした。農業と鉱業の発達によって国力の増強を図ろうというわけで、構想としてもとくに目新しいものではないが、きわめてまっとうな意見である。

しかしながら、他方どれだけ国内経済の発達を図ってもしょせん限界がある。実際に「国全体の経済を論じるなら、国内の産物だけでその国を養うというのは、大きな心得違いである」⁽¹²⁾。なぜなら、「元来際限ある土地より出産する産物を用て、際限なく増殖する万民の衣食住の用に達し、猶有余あらしめんとする……是無理なり。……今更日本の土地限りの遺り繰り経済は、逆も埒明くべきにあらず」⁽¹³⁾だからである。

本多は、このようないわゆるマルサス的人口論をもとに、「他国を侵しても本国を増殖せんこそ國の務にて」⁽¹⁴⁾として、必然的に海外進出・侵略論を構想していった。「四大急務」の「第三船舶」「第四属島の開業」がそれである。すなわち、官船を使い官営でもって、得られた産物を他の国・地域の人々と交換する。そして、蝦夷島を初め日本列島近辺の島々

<天皇帝国>形成の前提

へ植民し、移住民や囚人を使って大々的開発を行うべき、と主張した。最終目標は、北洋に大規模な島嶼帝国を建設する、というものであった。

本多利明の渡海、運送、交易という議論は、まず第一に、開国して積極的に貿易を行おうという論であり、鎖国という「祖法」の変革を主張するものに他ならない。海国あるいは島国、という林子平によって先鞭をつけられた着想が、ここでは経済的侵略論へとさらに発展させられている。しかもそれは、「異国交易は相互に国力を抜きとらんとする交易なれば、戦争も同様なり」⁽¹⁵⁾と言われたように、国産品と引き換えに、場合によってはさまざまな暴力や策略をも用いて、金銀銅などを獲得して富強国となるとともに、単なる一国内ナショナリズムの枠を踏み越えて膨張主義－植民地主義に向かうものであった。

同論によれば、カムチャッカに遷都し「古日本国」と号し広大な領域を支配する。「カムサスカの土地は至ての良国也。後の北の方は地続きなれども、夜国氷海にも続き、人倫絶なる土地なれば、手入れなしの要害堅固なり。東方は東洋にて夥敷島々也。西方は内海を一万町斗り隔て、ヲホツカより段々と南方へ地続、満州・山丹〔沿海州?〕・唐太・サカクイシ島あり。南方は正面の前に向て、東蝦夷の内二十二島、松前島、日本国、琉球国、其外周廻の小島共、皆是古日本カムサスカに属し従ふべき自然具足の島々共也」と。

そこにおける支配様式は、「国君」を中心にして、階層によらない選挙で選ばれた有司がそれを補佐する中央集権体制でなければならない。いわく、カムサスカには「仮館を居て郡県を置、諸有司を副、土人を介抱し、只今の法令……換え難い……。郡県諸有司の選挙は大身、小身、陪臣、庶人、匹夫を嫌はず、望みあるものを挙げ用ゆべし。望みなき人は才能ありといへ共用をなさず」⁽¹⁶⁾と。

すなわち、そこでは、交易を牛耳った「国君」が「威權」と「大豪富」とを併有し、絶大なる権限を持って中央集権体制を敷く。それを補佐するのは身分制を打破した選挙で選ばれる進取の気性に富んだ官僚、という政治的支配のメカニズムが構想されていたのである。そしてその支配の実態は、蝦夷島などの周辺島嶼の開発とそこへの植民、つまりは植民地化論にもっともよく表現されていた。

まず現状認識が間違っており差別的だった。例えば、蝦夷地は「周囲の磯辺のみ夷人住居して魚獵を以て産業とせり。故に島々皆奥地中は空地にして、夷人も住居することなし」⁽¹⁷⁾としている。しかしながら事実は、和人が足を踏み入れ住まいを作ったりしたのが河口や川岸だっただけで、「奥地」はアイヌの人びとがコタン=部落を形成し、漁撈、狩猟や木の実などの採集を行い、一種のコミューンをなして暮らしていた。後に北海道と命名された地域は、じつにアイヌ民族の神聖なる大地つまりアイヌモシリであったのである。そういういた現実をいっさい無視して本多利明は、雲霧深く湿地の多い寒土国だとして、「火を放って遍く焼払えば、太陽の温熱が直接大地に満ちて雲霧も上昇し百穀豊熟の良地となる」

とする⁽¹⁸⁾。民族排外的な暴論としか言いようがなく、思わず1930～1940年代の<三光作戦>を連想してしまうほどだ。実際には林は同地をほとんど見ておらず、弟子の最上徳内の調査や、松浦觀山書ぐらいを参考にしていた弊が、そして自然学者風論理一本槍の現実無視が、そこに如実にぶざまに露呈されていた。要するに、アイヌは「未開」の民族だから日本人に隸属するのが当たり前、という考え方には連なるものと言ってよいであろう。また、「土人」を「撫育」「介抱」するという言い方もされているが、いずれにせよアイヌ民族等の自律性と独自性は全く念頭に置かれていない。

これまでの概観からして、本多利明の思想とは、強力な中央権力が麾下に異民族を取り込み広大な領域＝島嶼を支配する<植民帝国>の構想であったと見ることができる。想定されている地域が主として北洋であり、その領域は島嶼から成るという議論なので、特徴的な<北方島嶼帝国>論とも呼ぶことができよう。「国君」として誰が擬せられているのかが曖昧なので、徳川絶対主義体制構想と言い切るのにはためらいがある。ただし、そう断定した場合でも、そこには、単なる徳川絶対主義論を超える、萌芽的国家資本主義体制といったものへの志向が内包されていた、と見るべきであろう。いずれにせよ、ずっと後代、変容して昭和戦時体制となつた<天皇帝国>を先取りしたかのような、激しく排外的で恐ろしく侵略・膨張主義的な考えに他ならなかった。

以上例示的に三者を取り上げ、絶対主義体制から近代帝国の構築を志向するおもに認識と構想について、ごく簡単に見てきた。もちろん、そういった思索は、ここで扱った経世系蘭学や洋学に止るものではなかった。18世紀後半から19世紀前半においてはこのような類似<近代>思想があまた輩出し、広く幕末政局激動の淵源をなしたことは改めて言うまでもない。ここでは、それらのうちのごく一部、相対的に状況から独立していたので論理をそれとして取り出し辿りやすい思想をいくつか検討した。(これより後代の議論、幕末激動期の政治的文脈と密着しそこから切り離しがたい諸思想については、その政治的激動とともに取り上げる必要があると考えている。)この簡単な検討を通じて、それら一群の思索が内包していたものは何か、ひいてはその時代の日本の置かれていた歴史的位置をその初期状態において確認しようと試みた。いずれにしても、既存の幕藩体制に批判的でそれを何らか改革しようとする強い志向性を持っていたことが確認できたと考える。我々は、『それら一連の思想は封建色の濃いナショナリズムで近代的なそれに達していない』とする主流派的見解は、当たっていないと考える。そうではなくて、それら一群の思想はむしろ、強い権力の下に統一日本を構築しようとする一種の絶対主義体制－近代帝国構築の構想、と見なすべきであるという意見である。

第二章 <寄場>を軸に全国網の形成へ

徳川氏の下であれ薩長一朝廷勢力の下であれ国家と社会の実際の動きもまた、ゆっくりとしかし着実に、同様に一種の絶対主義体制から近代帝国への道を大筋では歩もうとしていた。ここでそのことを詳細に展開する余裕はないが、その一部に照射を当て、全国ネットワーク形成へと向かう時代の大勢を透視する試みとしたい。

既存体制に大きな亀裂

さて、江戸時代も中期・18世紀半ばごろになるとようやく既存体制の籠が緩みはじめた。商品生産－貨幣経済が発達して通貨の混乱と物価騰貴がもたらされ、藩経済一幕府財政が悪化したので、幕府や藩の権限を強め、鉱山での労働強化・新田開発・年貢増徴・特産物奨励などにつとめるとともに、株仲間などを通じた商業資本の統制・収奪策をはかり、体制の再興をはかろうとした、とされる。しかしながら、享保のころから無宿などと呼ばれた都市下層民がとくに多くなり、幕府は以後これが対策に苦慮するようになる。

このころ荻生徂徠は、そういった下層民の出現とその背景を次のように説明した。

「近年宿なしになりたる新こもかぶりの類をも善七手下になす事いかがあるべき。新こもかぶりといいうものは、多くは田舎の百姓の驕り付き、耕作の骨折わざをきらい、雑穀を食する事を嫌い、御城下へ奉公に來り、所を定めず方々渡りありき、年寄りて後は故郷へ帰るべきようなく、辻番・門番・同心の荷持ちなどになりたるはてもあり。また中頃より奉公をやめ、棒手振、その日暮しをしたる者のはてもあり。……いずれも身の恪勤(カクゴ)あしきよりなりたれども、元来おろかなる者……」。

徂徠によれば、そのように続々生み出される無宿人は「平人ト別境界ニ隔タ」っているから「治安面での空白地」となっている、彼らを非人手下に繰り入れることがこれまでの幕府のやり方であったが、そうするとより自暴自棄になる、というのであった⁽¹⁹⁾。

こうした荻生徂徠の差別的な見解がひとつの理論的基礎となって、このころ、穢多頭・弾左衛門を頂点に、無宿者を含むさまざまな被差別民たちをタテ社会の一貫系列の中に位置づけるとともに、彼らを司法警察をつかさどる奉行の直接管下に繰り込むやり方が、公的に推し進められた⁽²⁰⁾。また、この前後、18世紀中～後期は、非人も穢多も「平人」社会から切り離され、空間的にも隔離収容されるシステムがつくられやがて浸透していくことで注目される。例えば、非人斬髪の制度化(1720年)、穢多・非人を農・工・商の籍から除外(1770年代)、商家や旅籠への自由な出入りの制限(同前)等々、部落の人びとなどへの差別が強化された⁽²¹⁾。こうしたなかで、簇生しつづける無罪の無宿者も非人溜に預けられ、他から切り離され隔離されて非人小屋に住まうことを強要された。「世ノ末ニ成リタラン時

ハ、乞食の内ヨリ如何ヤフノコト出来スベキモ計り難」い⁽²²⁾から、そういうた危險分子を隔離収容することによって「平人」社会－既存体制を防衛しようというのであった。

要するに、弾左衛門を筆頭とした被差別民社会の上下尊卑体系が、既存体制の埒外に、しかししっかりとその管理・統制下に、それ自体自己完結したものとして作られたのである。享保改革のひとつの<成果>なのでもあろう。

無宿者は隔離収容へ

下っていわゆる田沼時代・安永頃以降江戸や大坂などの無宿者は、佐州水替人足として佐渡金山に送り込まれ酷使されるか(1778年)、あるいは人足寄場の前身とされる深川の無宿養育所(1780～1786年)に収容された。すなわち、分類・選別そして隔離収容の制度が整えられ、より整備した後の制度へと引き継がれていったのである。この制度の意義は南町奉行牧野成賢から北町奉行曲淵景漸宛文書に次のように明記されている、「此度深川茂森町に於て無宿養育所仰付けられ、出来致し候に付、無宿共追追差遣し候間、御掛り無罪の無宿これあり候はば、拙者方へ御引き渡し成らるべく候。相糺し候上、右養育所へ差遣し申すべく候。尤も養育所へ遣し難き分は、佐州へ遣はさるべく候」⁽²³⁾と。これによれば佐渡送りの方がきつかったようにも思われるが、いずれにせよ無罪の無宿を<危険分子>視し、彼(女)らを保安処分⁽²⁴⁾することによって亀裂の入った既存体制を防衛しようとするものに他ならなかった。

この、分類・選別そして隔離収容の制度は、1790年(寛政2年)石川島に設置された人足寄場においていっそうの体系化を見た。それは、全国各地に設けられ農漁業や土木など各種業を経営したその支署的な諸寄場の頂点に位置し、管理取締りの仕方や規則などにおいてもそれらの範となつたからである。(被収容者は明治になつても引きつづき施設内に閉じこめられていた。石川島人足寄場の建物・規則などは、名称は変更されたものの、その後1895年まで実質的に受けつがれた。)

創立者・松平定信によれば、石川島人足寄場は安永の無宿養育所を継受したものであり、保安処分としての意義が高いと、次のように述べている。

「寄場てふ事出来たり。享保之比よりしてこの無宿てふもの、さまざまの悪業をなすが故に、その無宿を一團に入れ置侍らばしかるべきしなんど建議もありけれど果さず。その後養育所てふもの、安永の比にかありけん出で来にけれど、これも果さず。…つくだ(佃)島にとなりてしまひ。これに補理して無宿を置、或いは繩ない、又は米などつきてその産をなし…」

「これまで狩込とて時々無宿をかりとりて、溜などへ打入れてをきしに……。また食事

<天皇帝国>形成の前提

たらず衣うすきなどいふてからきことにいふ人もあると、小人は無術に金穀にても給はるを御仁政ぞとおぼゆ。寄場にてはからき目をするにぞ、その人もおそれ、傍の人もおそれて、いま無宿に成りたらば、寄場へ入らるべしとて恐るゝこそ、限なき御仁政なるべし。宿ありしもの家を出でて無宿てふものになる人を、飽食暖衣の御手当あるべきやうはなき也。……」

「是迄昼稼など之盜賊……只徘徊すとのみいひて、実はその悪業はやむることなし。これらの類みな入墨のうへ払い出すべきを直にこの寄場に入る也。」⁽²⁵⁾

(本人に対する)威嚇－懲罰論と社会防衛論とを組み合わせ、隔離収容の正当性を説く保安処分論である。また、本来ここに収容したのは、軽い刑を済ませた引取人の居ない者を含む無罪の無宿である。すべて何の罪科もない者なのにもかかわらず、どうせ犯罪を犯しているだろう、あるいはこれから何か悪事をやるだろう、という偏見に満ちている。下層の人びとに対する差別視、あるいは支配権力者としてその地位や体制そのものが脅かされるのではないか、という危険視・警戒感、と言い換えることができるかもしれない。刑法学で知られる団藤重光は、人足寄場は、基本的には「まだ犯罪をおこなっていないが将来犯罪に陥るおそれがあるという意味での社会的危険性」をもつ人々を収容した広義の保安処分である——お仕置きの済んだ者を一部収容したから部分的には狭義の保安処分とした——と認定している⁽²⁶⁾。下層の人びとに対する牢固とした差別と偏見に基づく保安処分－既存社会防衛論に他ならないが、そういった保安処分はされるべきではないという、同人とは正反対の立場から、その人足寄場の性格規定自体には同意することができる。

石川島では、被収容者に、石灰・炭団・いわゆる島紙(古紙再生)などの製造や川浚え・精米などの労働に従事させた(松平定信の言う縛ないはすぐ廃止となった)。定信前掲書やそれに依拠した多くの論者たちが、それをもって授産とか仁政とか称しているが、見当違いも甚だしい。これ以前の施策で、無宿者はいっさい村に帰し再び農業に就かせようとしたが、ほとんどすべて失敗していた。何故なら、個々人には脱農し村を離れざるを得ないそれぞれ個別の特殊事情があったのだし、その背景には農業が旧態依然のまま停滞し、農間余業と呼ばれる商工業が発達、これまでの小規模村落の閉塞性が打ち破られるような情勢が存在しており、その勢いは激しくなりこそすれいっこうに衰えなかつたからである。定信はそういう情勢の流れに、いわば乗るかたちで無宿人に手に職をつけさせ、農以外で、また生地の村を離れたところで自活させようとしたのであった。それは、既存の幕藩体制にとっては画期的な施策であったとともに、農業から商工業へという時代の流れに棹さすものであつて、その意味では農業を機軸とした自閉的村落構造と、<祖法>を土台とする社会・国家の従来的な在り方に対しては、背反するところがあつた。画期的な政策である反

面、自分たちがそれに拠っている体制の仕組を、底から掘り崩す方向へと突き進みかねないという矛盾を内包していたと言えよう。

<寄場>体制の全国化

石川島人足寄場類似の施設は、その後全国各地につくられた。まず、石川島に引き続き常陸国筑波郡上郷村に設けられた人足寄場は、石川島の被収容者を少しづつ送ってもらい、「荒地起返」つまり荒廃した土地を開墾させたほか、船頭や堀浚いなどの労働にも従事させた。また、そこが人々の“永住の地”というわけではなくて、例えば川崎在豪農から「人足引取の申出」があったようなときにはすぐ同意し、そちらに人をまわしたりしている⁽²⁷⁾。管理の仕方も石川島とほぼ同じで、手業に対する払いについても、諸費用などといって「半減引落し」つまり50%のピンハネがされ、しかも残金もすぐ手渡すことなく役所で預かる、としていた。どしどし増える無宿者、つまり既存体制からの離脱者を隔離収容し、各種各地各方面の労働力として働くをさせ、その収容施設と関係費用を賄うとともに、あわせて農漁業や鉱工業、商業の発達に少しでも役立てよう(天保頃から顕著。後述)とする考え方であった。いずれにせよ、労働者をかき集め彼らを管理する仕方やその施設のもつ意味は、現代の人夫出し飯場——日雇労働者を飯場=施設に収容しておき、劣悪な条件であちらこちら日々異なった労働現場に送りこみ働くを、抑圧的でしばしば暴力的な飯場——に酷似している。

19世紀前半・文化文政期に幕府は、まず関東取締出役(俗に八州廻り)(1805年)を新設し、次いで「御取締御改革」と称して、関東という地域を大小の組合村を通じて再編一統化しようとする施策を打ち出した(1827年)。その軸となつたのが、在郷商人・豪農の寄場役(大惣代)と寄場村(親村)⁽²⁸⁾であり、中でも1833年(天保4年)寄場村に設けられた「囲補理場」は重要な役割を担つた。北島正元によれば、「囲補理場の設置は寛政改革の際江戸石川島におかれた加役方人足寄場を関東一円に拡大したものとみられるのであり、江戸に入り込む浮浪人・無宿者の激増を、村方の負担において緩和しようとしたもの」とされる⁽²⁹⁾。

商工業を中心とした産業の発達と都市化の進行が離農や無宿者等々、積極的あるいは消極的な体制からのドロップアウトを多数出したのだが、それを規制するのにそうした発達と進行の上に、具体的には豪農や前貸し商人、さらにはマニュファクチュアーエンジニアなどに拠ろうとしたのが、この政策であった。矛盾に悩みながらもそうした時代の大勢に幕府は乗ろうとしたのであった。「近来小者末、之者共心得違ニテ農を怠、商を専ニいたし、田畠作り余り、高持百姓難儀および候由」と農・商間の矛盾を嘆き、人集めなどして既成秩序を乱す若者についてはこれを「嚴敷差留候節、村役人を恨候趣に付、以来ハ組合村、相互ニ申合、他村ヨリ差留可申」とその無力を露呈し、出身地の役人よりの証文があり農業

<天皇帝国>形成の前提

に従事し商いをしないならば他所からの流入を認めるとして、土地緊縛・村の閉鎖性という<祖法>を自ら破る状況が現出していたのである⁽³⁰⁾。

天保年間は幕藩体制の変容－衰亡が著しくすすみ、幕府がその建て直しのためより強力な権力をもつ中央集権体制を志向した時期であった。石川島人足寄場では多数の無宿人を狩り集めて重労働の油絞りをさせ、莫大な収入を得つつあった。ある論者は「完全に」と言えば「誤りになろう」と保留しつつも、同人足寄場は「油絞りのマニュファクチュア化した」と述べている⁽³¹⁾。それが、この時期、ひとつの大規模で暴力的な workhouse へと化したことは疑いないであろう。完成製品が見込みより少なかったりすれば木刀で殴られる、病気だといえば折檻されたり拷問まがいの扱いを受けた一方、⁽³²⁾幕府はそれにより大枚の金を稼いでいたからである。1837年(天保8年)、幕府は集められた無宿者を(基本的には郷里に返すとしながらも)実質的には生国を問わず強制的に、幕府直轄の開墾地や各組合村寄場などに大量に送り込んだ。1843年(天保14年)、水野忠邦はそれを法制化し、全国の直轄地(御料)と大名領地(私領)に対し、石川島に倣った寄場の設置を命じた⁽³³⁾。

こうして、全国各地に、寄場がつくられていった。従来からある各組合村では寄場を軸としていっそう荒れ地開墾－農業振興が取り組まれ、臼別・奥尻島寄場では鉱山・漁業のいっそうの発達が目論まれ、長崎寄場では荒れ地開拓で農業振興、また横須賀寄場では土木・埋立て工事の労働に無宿者が狩り出されていった。ときに実際に石川島から人夫=労働力を送り出してもらい、または石川島方式の労働パターン、すなわち拘束されたまでの重労働への動員－諸産業における大幅利益の確保というやり方が、いまや全国に指令を発する基点所とも言うべく発達を遂げた中央権力によって全国的に“輸出”され、各産業はマニュファクチュア一段階の生産力を達成保持し、中央集権体制に傾斜した全国的なネットワークを築きあげていったのである。

かくて、近代における<帝国>形成の前提が構築された。

明治維新で薩長連合勢力が徳川に替わり権力を握り支配者になったとはいえ、いずれの政権下にあっても下層の人々は、相も変わらず下積みにされ、依然底辺において困窮と息苦しさのうちに日々を送らざるを得なかった。他方、そこには、他の階層から切り離されいわば自己完結した一種の自由な空気＝霧囲気もまた、確かに存在していた。しかしながら、御一新を呼号した明治の支配権力は、そうした普通の人々と底辺の世界を前代にもまして非情かつ全面的に対象化し、搾取と侵略のメカニズムの一部にがっちりと組みこみ、抑圧と排外へと動員していったのである。

そうした底辺の世界から照射した天皇帝国の歴史を、原罪としての近代日本史という観点から、引き続き追っていきたい。本論はその序論の試みである。

註

- (1) 福沢諭吉の「旧藩情」は、旧中津奥平藩(藩士数約1500名)を例として次のように言っている。「その身分役名を精細に分てば百余級の多きに至れども、これを大別して二等に分つべし。すなわち上等は儒者、医師、小姓組より大臣に至り、下等は祐筆、中小姓…供小姓、小役人格より足軽、帶刀の者に至り、その数の割合、上等は凡そ下等の三分一なり」(講談社学術文庫版 p.107)。上士と下士の違いを決定的なものとする捉え方であるが、注目すべきは後者を「一種の職人というも可なり」あるいは「商工に従事」と規定している点である。いわく、下士は「…歳入を以て衣食を給するに足らず。故に家内力役に堪る者は男女を問わず、或は手細工或は紡績等の稼を以て辛うじて生計を為すのみ。名は内職なれどもその実は内職を本業として、かえって藩の公務を内職にする者なれば、純然たる士族に非ず、或はこれを一種の職人というも可なり」(p.111)。また「…しかのみならず、近年に至りては手業の外に商売を兼ね、船を造り荷物を仕入れて大阪に渡海せしむる者あり、或は自らその船に乗る者あり」(p.120)と。筆者もこの説に賛成で、足軽や中間などは武家奉公人として商家奉公人や農村奉公人などとともに、幕藩体制下の下層階級の一環、と広く捉えたい。なお詳しくは、第一章第二節で述べる。
- (2) 同じく福沢「旧藩情」によれば、「徳川はただ日本一島の政権を執りし者」(前掲書 p.129)「政権はもとより上士に帰する」(p.118)とある。支配権力を直接握っていたのが徳川氏と大名—上士であったとしているわけである。そして「数百年の間、上士は圧政を行い、下士は圧政を受け」ていた(p.127)、と論及している。幕藩体制が大きくは二つの階級に分かれていたする拙論のひとつの論拠としてよいであろう。
- (3) 佐藤昌介訳『赤蝦夷風説考』(『日本の名著25 高野長英 渡辺華山』中央公論社、1972年) p.392。
- (4) 同前 p.399
- (5) 塚谷晃弘「幕末近代思想の系譜(二)——子平と利明を中心に」(『国学院経済学』18-2、1970年) p.185以下。
- (6) ここまで林子平の引用は『海国兵談』(岩波文庫版、1939年)自序、p.7。また、塚谷前掲論文、p.190などを参照。
- (7) それら三国を隣国とする記述が『三国通覧図説』にある。同書は、江戸文学研究会編『江戸物語』三星社、1915年)に収録。また、前掲『海国兵談』自序、p.11。塚谷前掲論文、p.193の註5も参照のこと。
- (8) 前掲『海国兵談』p.44、151、141、172。他に、p.187~199などに武士土着論が述べられている。
- (9) 前掲『海国兵談』p.191。また塚谷前掲論文、p.188~189を参照。
- (10) 「江戸後期経済教説の発展」(『羽仁五郎歴史論著作集』3巻、青木書店、1967年) p.175、172。原文は『新興科学の旗の下に』1928年12月号に発表。
- (11) 『経世秘策』下(1798年)、(日本思想大系44『本多利明・海保清陵』岩波書店、1970年)から。
- (12) 『西域物語』(1798年)、(前掲『日本の名著』) p.433。(前掲岩波・日本思想大系本) p.102。
- (13) 『経済放言』、前掲塚谷論文所引、同 p.195参照。
- (14) 『西域物語』、(前掲岩波・日本思想大系本) p.123。
- (15) 『経世秘策』、下、(前掲岩波・日本思想大系本) p.61。
- (16) 同前 p.161~162。
- (17) 『自然治道之弁』から、前掲塚谷論文 p.200。

<天皇帝国>形成の前提

- (18) 『蝦夷拾遺』(岩波大系本) 所引。塚谷論文によれば、本多利明の蝦夷についての知識は松宮 観山の著作などに拠るもので、直接的なものではなかったという。同 p.200~201など参照。
- (19) 『政談』(岩波文庫版、1987年)p.47~59。また、荒井貢次郎「人足寄場と民衆」によるその 解釈をも参照のこと(『人足寄場史』p.468)。
- (20) 荒井前掲論文(『人足寄場史』) p.470~471。
- (21) 山口啓二・佐々木潤之介『体系・日本歴史4 幕藩体制』(日本評論社、1975年)p.256~257。
- (22) 前掲『政談』p.52。
- (23) 平松義郎「人足寄場の成立と変遷」(前掲『人足寄場史』) p.97所引。原文は「江戸会誌」第2冊第8号49頁所載という。
- (24) 念のために付け加えるが、本論でいう「保安処分」はしばしば引用している『人足寄場史』での使い方とは全く違っており、ほとんど正反対の意味に使われている。我々の見解は、無罪の無宿などの下層の人びとを特別の理由も無いのに、<危険分子>と見なし隔離収容するやり方は、下層以外の部分の人たちから成る既存社会をひたすらそのまま防衛しようとするもので、差別除外以外の何物でもなく決して許されることではない、というものである。特定の人びとを排撃することによって、そこに含まれない人たちの間の結合を固めようというの、排外主義的統合とも呼ばれている。
- (25) 以上、松平定信自叙伝『宇下人言』(岩波文庫版、1983年)p.117~119。また徳富蘇峰『近世日本国民史 松平定信時代』(初版1927年) (講談社学術文庫版、1983年) p.199~202に、同書からの引用と簡単な説明——褒めてばかりだが——がある。なお石川島人足寄場については、註で記したものの他に、平松義郎「人足寄場の成立」(一)(二)(三) (『名古屋大学法政論集』No.33~36、1965~1966年) を参照した。
- (26) 刑法学者の団藤重光は、我々とは正反対の立場つまり保安処分容認論を探って、まず保安処分を次のように定義する、「対人的保安処分の中には、おおざっぱにいって、二つのものがある。その一には、犯罪前(*ante delictum*)の社会的危険性、つまり、まだ犯罪をおこなっていないが将来犯罪に陥る恐れがあるという意味での社会的危険性(フェリのいわゆる狭義の「社会的危険性(*pericolosità sociale*)」に対応するものであり、その二は犯罪後(*post delictum*)の社会的危険性、つまり、いったん犯罪をおこなったのちまた再犯に陥るおそれがあるという意味での社会的危険性(フェリのいわゆる「犯罪的危険性(*pericolosità criminale*)」)に対応するものである」と。その上で、「……『江戸町方の制度』の著者が『無宿のもの計り罪に陥り易きはなしとてやかくは寄場を設けたりけん』といっているように、無宿の中のかなりの部分は、放置すればやがて犯罪者群に陥りかねない者たちであったから、現に社会的危険性をもっている者もすくなくなかったはずである。『旧来之志を相改』め『実意に立かへ』ることを求められた者たちであることは、ゆるやかな意味では社会的危険性をもった者たちであることを意味するであろう。すくなくとも、被収容者の全部でなくとも相当部分が実際上そういう者たちであったとすれば、そうして、寄場がこれを念頭に置いてこのような者たちの矯正を実施する施設であったとすれば、寄場が広義の保安処分の性格をも有するものであったといって、すこしも差しつかえないであろう。すなわち、人足寄場は、福祉施設であると同時に、広義の保安処分の性格をもあわせもつものであったといってよいとおもうのである」と結論している。引用は団藤「人足寄場の性格と特長」(前掲『人足寄場史』) p.67~68。
- (27) 重松一義「常州上郷・函館・横須賀人足寄場」(前掲『人足寄場史』) p.256。
- (28) 前掲重松論文によれば、「大惣代は大きな地域の代表で大惣代兼寄場役という…。そうして大惣代が寄合(会合)をする地が寄場と称せられたのである。寄場は村高が大きい中心的な村が選ばれている。したがって、寄場は旧来の人足寄場とは全く異なった同名異質の行政単位、形態を指称するものであるが、その実態と任務は関東取締出役に直結されており、その

<天皇帝国>形成の前提

警察機能を補助するにあり、いわば自治体を直結させた広域警察網が整備されたのである。親村の寄場に付属された囲補理場という囲場は、いわばその仮留置場である」(前掲書p.269)と。前後矛盾するところもある論述だが、注目されるのは組合村の中心的存在が寄場と呼ばれ、その語は寄合に淵源している、という説明である。この説がもし正しいとしたら、この場合寄場はヨリバと発音するのかもしれない。さらに史料に当たらなければ断定はできないが、いちおうの可能性として記しておく。

- (29) 「化政期の政治と民衆」(岩波講座・日本歴史12近世4、1963年)p.324。
- (30) 『神奈川県史資料篇、近世(4)』(1975年)、p.382~391。
- (31) 前掲平松論文、p.119。
- (32) 石井良助「日本刑罰史上における人足寄場の地位」(前掲『人足寄場史』) p.51~52。なお、そこで引用されている史料は天保15年町奉行書定廻りの風聞探索の書付で、原文は『日本近世史行刑史稿』所収とされている。
- (33) 前掲重松論文、p.270。なお、坂本忠久「天保改革の無宿野非人旧里帰郷令とその廃止」(『日本史研究』1991年6月号)も参照のこと。

[文理学部教授(日本近現代史) 1990~92年度総合研究10 (日本・中国・韓国の歴史教科書に関する比較文化的研究) 研究員]